

公益社団法人日本薬剤師会会長候補者、副会長候補者及び監事選挙規程

(趣 旨)

第 1 条 日本薬剤師会の会長候補者、副会長候補者及び監事選挙は、定款に定めるもののほか、本規程によって行う。

(選挙管理委員会の設置)

第 2 条 選挙の事務を管理するため、本会に選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、委員 11 名をもって組織する。

3 選挙管理委員会の委員は、定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める正会員（以下「正会員」という。）の中から、総会の議を経て会長が委嘱する。

4 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

5 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。

6 選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は、第 3 項に準じて委嘱する。

7 選挙管理委員会の委員の任期は 2 年とし、委嘱された年の 4 月 1 日を始期とする。補欠の委員の任期及び始期も同様とする。

8 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

9 選挙管理委員会の委員は、定款第 12 条に定める代議員及び定款第 26 条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員在任中において定款第 12 条第 3 項に定める代議員選挙の立候補者になることはできない。補欠委員も同様とする。

(選挙管理委員会の業務)

第 3 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 立候補の受付及び資格審査
- (2) 立候補者の公示
- (3) 投票及び開票の管理
- (4) 投票の有効又は無効の判定
- (5) 投票結果の報告
- (6) その他選挙に必要な事項

(選挙期日等の公示)

第 4 条 選挙管理委員会は、第 1 条の選挙を行うときは、選挙を行う日の 30 日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を、本会の事務所に掲示するとともに、会員に周知させるため、日本薬剤師会雑誌に掲載しなければならない。

(被選挙資格)

第 5 条 会長候補者、副会長候補者及び監事の被選挙資格は、選挙を行う日の 60 日前までに、都道府県薬剤師会並びに日本薬剤師会への入会手続を、正式に完了している正会員とする。ただし、監事のうち会計の専門家 1 名 (以下、「外部監事」という。) についてはこの限りでない。

(立候補の届出)

第 6 条 会長候補者、副会長候補者及び監事の候補者になろうとする会員は、第 4 条による公示の日から選挙を行う日の 15 日前までに、別に定める文書により、別に定める書類を添えて、選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、同時に 2 つ以上の選挙の候補者になることはできない。

- 2 前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に、本会の事務所において行う。
- 3 郵送による届出は、締切日時までに、本会の事務所に到着したものをもって有効とする。

(候補者推薦の届出)

第 7 条 会長候補者、副会長候補者及び監事の候補者を推薦しようとする正会員は、別に定める文書により、3 名以上が連署して、推薦することができる。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は、それぞれの選挙において選ぶべき員数を超えてはならない。

- 2 前項の届出は、前条に準じて行うほか、被推薦者が署名した承諾書を添えなければならない。

(立候補の辞退と推薦届の取下)

第 8 条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われるまでに、本人が署名した文書により、選挙管理委員会に届け出て、立候補を辞退することができる。

- 2 候補者の推薦を届け出た会員は、被推薦者の承諾を得て、前項に準じ、

推薦届を取り下げることができる。

(立候補者等の責務)

第 9 条 選挙を行うに当っては、立候補者及び代議員は本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

(候補者一覧表の作成と送付)

第 10 条 選挙管理委員会は、第 6 条または第 7 条による届出を締め切ったときは、直ちに候補者一覧表を作成し、本会の事務所に掲示するとともに、速やかに、代議員及び関係者に送付しなければならない。

2 前項の候補者一覧表の記載順位は、選挙管理委員会が、くじで定める。

3 外部監事候補者については、理事会にて議決した候補者を、会員の監事候補者と区分して一覧表に記載するものとする。

(投票権者と投票の方法)

第 11 条 会長候補者、副会長候補者及び監事の投票権者は、投票を行うため、議長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

2 投票は、別に定める投票用紙により、選ぶべき員数が 1 名のときは単記無記名投票によって、2 名以上のときは選ぶべき員数について○の記号を用いて連記無記名投票により行う。

(選挙立会人)

第 12 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員の中から選挙立会人 3 名を指名し、投票及び開票に関する事務を担当させなければならない。ただし、立候補者は選挙立会人になることができない。

2 選挙立会人は、選挙結果を選挙管理委員会委員長に報告する。

(投票の効力)

第 13 条 投票の効力は、選挙立会人が決定する。

(無投票当選)

第 14 条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、または超えなくなったときは、総会の議決を経て、投票を行わずに、その候補者をもって、当選者とすることができる。

2 前項による議決が得られず、かつ第 8 条による立候補の辞退、または推薦届の取下げがないときは、投票を行う。

3 前項による投票においては、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、または第 18 条第 1 項及び第 2 項に定める必要得票を得た者をもって、当選者とする。

(選挙を行う日の補欠選挙)

第 15 条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数に不足するとき、または前条第 2 項及び第 3 項による投票により選ぶべき員数が不足となったときは、その選挙を行う日に、総会の議決を経て、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

2 前項に定める別段の方法によるときは、第 6 条、第 7 条、第 10 条の規定は適用しない。

(会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第 16 条 会長候補者の選挙においては、第 11 条第 1 項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

2 過半数の得票者がいないときは、多数を得た上位 2 名を候補者として、再選挙を行う。

(副会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第 17 条 副会長候補者の選挙においては、第 11 条第 1 項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

2 前項の必要得票を得た者のうち、多数を得た者から、順次選ぶべき員数までを当選者とする。

3 得票数が同じときは、選挙管理委員会委員長が、くじで当選者を定める。

(監事の必要得票数と当選者の決定)

第 18 条 監事の選挙においては、第 11 条第 1 項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

2 前項の必要得票を得た者のうち、多数を得た者から、順次選ぶべき員

数までを当選者とする。ただし、外部監事については、得票数の順位にかかわらず、過半数の得票が得られれば当選者とする。

- 3 得票数が同じときは、選挙管理委員会委員長が、くじで当選者を定める。

(当選者の確定と宣告)

第 19 条 議長は、選挙管理委員会委員長から、投票結果の報告を受けたときは、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告するものとする。

(規定していない事項と疑義の処理)

第 20 条 本規程に定めていない事項、あるいは選挙に関する疑義は、議長が選挙管理委員会委員長の意見を聴き、総会に諮って処理する。

(規程の改廃)

第 21 条 本規程は、総会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 本規程は、制定の日（平成 23 年 8 月 28 日）から施行する。
- 1 本規程は、平成 27 年 6 月 28 日から改正施行する。
- 1 本規程は、平成 29 年 6 月 25 日から改正施行する。